特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言 する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務 Total Control Contro					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務					
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、目黒区(以下区」という。)における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理多基態となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワークルを図り、全国住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同で構築している。区は、住民基本台帳の整備その他の業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う(詳細については別添1を参照)。 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。2 転入届、転店届、転出届、世帯変更届等の届出に基づき、又は職権により、住民票の記載、消除又は記載を正を行う。3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置を講じる。3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置を講じる。6 住民票の記載事項に変更があった際の転出先市町村に対する通知又は転出証明書の交付を行う。5 本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、住民票の写し等を交付する。6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知を行う。7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に対し、本人確認情報を照会する。8 個人番号の通知及び個人番号ので行を行う。9 住民からの請求又は職権により、個人番号を変更する。10 個人番号のの語な文は職権により、個人番号を変更する。10 個人番号カード等を用いた本人確認を行う。7 なお、8の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を職別するとかの番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する者令で収26年11月20日総務者今第85号。以下「個人番号カード、特定目人情報ファイルを使用する。					
③システムの名称	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通連携基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)					
2. 特定個人情報ファイル:	名 2					
住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル						

3. 個人番号の利用	
	1 番号法 (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)
法令上の根拠	2 住基法 (昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
	3 個人番号カード省令 ・第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) ・第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務に係る通知)
	3 個人番号カード省令 (平成26年総務省令第85号) ・第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) ・第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任) ・第36条(機構への通知)
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携
	/選択時>

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号並びに別表第二の1、2、3、4、5、6、9、11、13、18、25、32、34、38、4 1、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、75、76、78、79、83、84、89、97、1 00、104、108、114、119、121、122、124、129、130、134、135、137、138、140、141、 142、145、146、147、148、151、152及び155の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主 務省令(※)の該当条項 ※主務省令:番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務 省令第7号)
5 評価宝施機関における	打

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	区民生活部 戸籍住民課			
②所属長の役職名	戸籍住民課長			

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| 日黒区区民生活部戸籍住民課 | 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 | 電話:03-5722-9350

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	連絡先	目黒区区民生活部戸籍住民課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-9350
--	-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		Γ	1) i [30万人以上] 2) i 3) i 4) i			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年	12月16日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和4年	12月16日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類					
[基礎項目評価 2)又は3)を選択した評価実施 載されている。			重点項目記	平価書又は全江	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 項目評価書において	書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	_	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ³		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	ウ情報提供ネットワー	-クシステ.	ムを通じた提供	供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	との接続		[〇]接	続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[0]	外部監	査
9. 従業者に対する教育・	答						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分に行っている		ている

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	ワークシステムによる情報連携-②	107, 70, 74, 77, 80, 84, 85072, 89, 91, 92, 94,	(前省略)別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120(以下省略)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-③システム の名称	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネット ワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネット ワークシステム、共通連携基盤システム、中間サーバー、 サービス検索・電子申請機能(マイナホータルぴったり サービス)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	1 番号法 ・第7条(指定及び通知)〈以下省略〉	1 番号法 (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知)(以下省略)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報-3.個人番号の利 用-法令上の根拠	〈前省略〉2 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け)〈以下省略〉	〈前省略〉2 住基法 (昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け)〈以下省略〉	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	事務の委任) ・第36条(個人番号通知書、個人番号カート)関連	〈前省略〉3 個人番号カー・省令 (平成26年総務省令第85号) 第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カート) に関し機構が処理する事務) 第35条(個人番号通知書・個人番号カート)関連事 務の委任) 第36条(機構への通知)	事後	
	ワークシステムによる情報連携-②	〈前省略〉別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項〈以下省略〉		事前	